

平成 29 年
第 2 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 2 月 28 日（火） 午前 10 時から

2. 場 所 えい中央温泉研修室

3. 出席委員（ 33 人）

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥藺 克年 12 番 外藺 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子
29 番 吉崎 久男 31 番 有藺 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子

4. 欠席委員（2 人）

30 番小原 光則 35 番 上野 茂

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 9 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 10 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 7 議案第 11 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 12 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決

○ 日程第 9 議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 追加日程 1 議案第 17 号 南九州市農業委員会の委員の選任等に関する規則の制定について

○ 閉会の宣告

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐和彦
農地係長 福地 一浩 係員 橋村 将平
知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 松元 久美
川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

議長　まず会長諸般の報告でございますが、議案資料のページをご覧くださいと

思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により31番 有蘭 委員、32番 大隣 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月28日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画 並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3件からになります。今回、農地法第18条第6項による通知事案は3件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が鹿児島市の〇〇〇〇さん、賃借人は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申し入れです。解約の主導は、3番は貸人主導、ほかは借

人主導によるもので、理由は、1 番から耕作者変更、耕作者死亡、所有権移転のためとなっております。地目の内訳は、田が3筆3,977 m²、畑が1筆521 m²で、穎娃地域1件、川辺地域2件であります。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、30件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導によるもの9件、借り人主導21件で、解約の理由は、法人廃業によるものが12件、所有権移転6件、本人耕作4件、耕作者変更3件、賃借料・地目変更によるもの4件、規模縮小によるもの1件となっておりますが、詳細は5ページから11ページをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が16筆4,744 m²、畑が52筆69,920 m²、合計68筆74,664 m²の合意解約となります。地域別では、穎娃地域1件、知覧地域8件、川辺地域21件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。
資料は、14ページからになります。今回新規認定されたのは2件です。再認定が19件あります。

先ず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で生産牛25頭の経営を行ってきましたが、後継者の経営参入を促すために規模の拡大、機械の導入農地の連担化、優良牛改良を図り経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせん特に牧草地の拡大や50a程度の農地それに制度資金の活用等を希望しております。

次に知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで、父、弟と茶園7ha、青果用大根3haを経営してきたが、昨年からは独立してキャベツ、青果用甘藷を栽培している。今後露地野菜の規模拡大を図り経営の安定と所得の向上を目指したい考えである。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用による施設の整備を

希望しています。

尚、再認定については、お目通してください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案で
ございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第9号 農地所有適格法人の承認
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。 穎娃町〇〇の〇
〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、茶の栽培・製造・加工及び販
売等で、会社設立は平成9年2月、構成員は4人となっています。資本金の額は500
万円で、今回農地の利用権設定をすることで27,121㎡の経営面積になります。農地
所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」
の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有
限会社です。「構成員要件」については出資者4人で、常時従事する農業関係者が
総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、茶の栽培・加工
等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農
業に従事し、役員全員が農作業に従事いたします。以上、全ての要件を満たしてい
ることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第9号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第9号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されまし
た。

議 長 次に、日程第6議案第10号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。
まず潁娃地区の調査員の報告をお願いします。

西牟田委員 それでは、農業振興地域整備計画変更について現地調査の報告をいたします。
申請人は薩摩川内市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇の原野で、申請面積は1,506 m²になります。変更目的は、太陽光発電に適した申請地を利用して太陽光パネルを設置するもので、農用地区域からの除外となっております。申請地は潁娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の近くにありますが、詳細は25頁から28頁をご覧くださいと思います。申請地は農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地はなかったとのことでありました。これらのことから、本案件については申請内容に特に問題はなく、農用地区域からの除外についてはやむを得ないと判断しました。以上です。

議 長 次に知覧地区の調査員の報告をお願いします。

宮原耕委員 2月20日、大隣委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査を実施しましたので、報告いたします。番号2番です。申請人は、南さつま市加世田〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか5筆、畑の合計8,039.9 m²です。取り下げした前回の申請地から西へ100mぐらい移動したところです。変更理由は、申請人が経営規模拡大のため、肥育牛を1,000頭増頭する計画があり、そのため畜産クラスター事業を活用して堆肥舎1棟4,800 m²を建設するもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の29頁から31頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、肥育牛舎に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。なお、同時に農地法第4条の許可申請も提出されておりますので、後ほど審議していただくことになっております。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

それでは1番の補足説明をいたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、他に適当な土地がなかったとのことです。農地の集団化・作業効率への影響については、周辺の農地には耕作道路が確保されているため支障はありません。用排水路等への影響につきまして、雨水等は道路側溝に放流する計画であります。土地改良事業については実施されておりません。排水計画については、市建設課へ事前に相談しており、これから本協議に入るとのことです。これらのことから農用地区域からの除外は、やむを得ないものと判断されるところです。以上です。

知覧分室

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地についての検討ですが、肥育牛舎に隣接している申請地に堆肥舎を建設するのが最も適しているとのことです。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は堆肥舎の北側に側溝を設置し、調整池へ放流し、この堆肥舎で畜舎からの排泄物をのこくずに吸着させ、堆肥へ処理いたします。土地改良事業については、工事完了公告が昭和44年度であり、既に8年以上経過しており問題ありません。また、知覧町土地改良区から農業用施設への「用途区分の変更」については「やむを得ない」旨の意見書が農振担当課に提出されております。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」は、やむを得ないものと判断されるところです。以上で、補足説明を終わります。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長

質問、ご意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 11 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。33 号からになります。今回の申請は、所有権移転 17 件、使用貸借権設定 1 件であります。所有権移転について、譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 16 件の申請であります。申請の内訳は、田が 7 筆で 4,198 m²、畑が 27 筆で 34,123 m²、合計 34 筆 38,321 m²なっています。理由は、7 番・9 番・10 番は親族からの受贈、8 番は牧草地の確保、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 300,000 円から 400,000 円で、畑が 60,000 円から 5,550,000 円で売買される予定です。地域別では、頴娃 6 件、知覧 5 件、川辺 6 件でございます。使用貸借権設定について、貸し人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借り人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請の内訳は、田が 3 筆 4,220 m²で、理由は、規模拡大によるものとなっております。法第 3 条第 2 項各号の判断については、38 号から 46 号の調査書のとおりでございます。併せまして所有権移転の 2 番と、使用貸借権設定 1 番は、耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

東 委員 畑が 6 万円から 555 万円とありますが、555 万円の分はどのような土地ですか。

農地係長 18 m²で対価が 10 万円でしたので 10a あたり 555 万円になりました。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 11 号については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 11 号案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 12 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
知覧地区調査員の報告をお願いします。

宮原耕委員 49 頁、審議番号 1 番です。
先ほど農振整備計画の用途区分変更のご審議をしていただいた分です。
申請人は、南さつま市加世田〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか 5 筆、畑の合計 8,039.9 m²です。変更理由は、経営規模拡大で 1,000 頭増頭するため、畜産クラスター事業を活用して堆肥舎 1 棟 4,800 m²を建設するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 50 頁・51 頁の地図をご覧ください。申請地は、南側と西側は道路に、他は自己所有の畑に接しています。現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は側溝を設置し調整池に放流します。日照・通風等については、緩衝地（かんしょうち）を設けるので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の堆肥舎への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 先ほど農振整備計画の用途区分変更の審議をしていただきましたが、申請地は農用地区域内にあることから農用地区域内農地と判断されますが、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合の「農業用施設」に該当することから、転用もやむを得ないものと判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金、融資及び補助事業でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当で

あると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、農業振興地域の整備に関する法律に関する用途区分による計画変更は許可見込であり、また畜産環境保全意見書については H29. 1. 16 付けで交付されております。そのため、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、堆肥舎への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 12 号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 12 号の案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 13 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の潁娃地区分 2 件の報告をお願いします。

梶山委員 それでは、所有権移転の潁娃地域 2 件について現地調査の報告をいたします。
まず 1 番について、譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の畑で、申請面積は 1,000 m²です。申請人は実家で農業に従事しています。現在、市外の借家から通っていることから、父親所有の申請地に農家住宅、倉庫を建築しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇の〇〇にあります。詳細は 55 頁・56 頁をご覧ください。申請地の北側と西側は畑に、東側から南側は雑種地・山林等・道路に接しています。現状のまま利

用しますが、周囲はよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはありません。雨水は水路へ流します。汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。また日照通風等については隣接地から5m以上離して建築しますので、影響を及ぼす恐れはありません。

2番の譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇さん。譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇ほか1筆の畑で、申請面積は16,040㎡です。申請人は発電事業等を行う法人で、申請地を譲り受け発電量1,200kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇の〇〇にあります。申請地の東側一部は畑に、西側は山林に、他は道路に接しています。多少の盛り土・切り土を行いますが、ほぼ現状のままで利用し、周囲は土砂流出等を防ぐため、畦畔工を行い、防護柵を設けます。雨水は排水路を設け調整池を通して河川へ放流する計画で、市・県の関係部署と協議を行うとのことであります。日照通風等については、特に問題はありません。なお、調査には譲渡人も立会いまして、周辺農地等の関係者及び、地元自治会長へ事業計画の説明を行ったことを聞き取りました。これらのことから、以上2件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議 長

次に、知覧地区分2件について報告をお願いします。

大隣委員

53頁、審議番号3番です。

譲受人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、霧島市溝辺町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、田の768㎡です。申請目的は、申請人が経営する鶏舎周辺の環境整備（鳥インフルエンザ対策等）のため、周辺にある申請地を購入し、山林として管理するものです。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の60頁・61頁の地図をご覧ください。申請地は、北側と南側は田に、ほかは山林に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、自然流下とし、日照通風等については、周囲には耕作している農地がないので、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、大阪府河内長野市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の982㎡です。申請人は、お寺を営んでいるが、〇〇地区のお寺の廃業に伴い門徒が100世帯ほど増え、新たに納骨堂も完成した。いままでも駐車場が不足しているので、申請地を購入して、駐車場を設置するものです。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の62頁・63頁の地図をご覧ください。申請地は、北側は宅地に、ほかは道路に接しています。最高50cmの盛土と切土を行い、周囲によう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に放流し、日照通風等については、周囲に農地はなく、特に問題はないと判断

しました。このことから、申請農地の駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

次に、川辺地区分3件について報告をお願いします。

有蘭委員

去る2月20日、吉留委員と事務局とで関係者立ち会いのもと、現地調査を実施しましたので報告いたします。先ず、審議番号5番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田、ほか1筆の合計1,204㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は、64㍏・65㍏の地図をご覧ください。申請人は不動産業を営む法人であり、申請地周辺は住宅地で利便がよいことから、宅地分譲するため造成しようとするものです。田の南側と西側は田に、ほかは道路に接しており、畑の北側・南側の一部は畑に、ほかは宅地に接しています。田は1m程度の盛り土を行い、畑は現状のまま利用しますが、周囲はよう壁を設けますので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枒を設けて下水管へ流します。日照・通風等については、目的が宅地造成であるため影響を及ぼす恐れはありません。このことから、転用はやむを得ないと判断しました。

次に、審議番号6番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、埼玉県所沢市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑、866㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は66㍏・67㍏の地図をご覧ください。申請人は建築業を営む法人であります。業務に利便性がよいことから申請地を木材等の資材置場として利用しようとするものであります。なお、図面では申請地への進入路がありませんが、北側の宅地を同時に取得するため、そこを通路として利用するものであります。申請地の南側は畑と山林に、他は宅地に接しています。現状のまま利用しますが、南側農地は申請地より高くなっているため土砂流等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照通風等についても利用目的からみて影響を及ぼす恐れはありません。このことから、転用はやむを得ないと判断しました。

次に、審議番号7番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他1名です。申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の畑、396㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は、68㍏・69㍏の地図をご覧ください。譲受人は現在の住居が老朽化したため、新たに住宅を建築しようとするものであります。申請地の南東側は道路に、他は畑に接しています。現状のまま利用し、周囲にはよう壁を設けるため土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枒を設け、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し、共に道路側溝へ放流します。日照・通風等については平屋建てとするので、影響を及ぼす恐れはありません。このことから、転用はやむを得ないと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 次に使用貸借権設定の知覧地区分1件の報告をお願いします

大隣委員 70 ㊦、使用貸借権設定の審議番号1番です。

借人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、親子です。申請農地は、知覧町〇〇、田の101 m²です。転用目的は、住宅地への進入路が狭く、また来客用の駐車スペースが無いため、自己宅地に隣接する申請地を借り受けて、進入路及び駐車場を整備しようとするものですが、既に平成25年7月頃から、進入路及び駐車場として利用しており、始末書が提出されています。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の71 ㊦・72 ㊦の地図をご覧ください。申請地は、北側は自己の宅地に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に放流し、日照通風等については、隣接農地がないことから、特に問題はないと判断しました。このことから、申請農地の通路及び駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、穎娃地域2件について説明します。53 ㊦からになります。1番の立地基準については、申請地は10 h a 以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、近接する既存の集落に接続することから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については金融機関の融資と父親からの援助で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、農家住宅等を設置するもので許可後の速やかな転用は確実だと思われれます。

2番の立地基準についてですが、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、太陽光発電施設を設置するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われれます。以上2件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところありませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等について、1番は農用地利用計画変更の手続き中であり、2番は農用地利用計画変更については認可済であります。なお、経済産業省の発電設備認定通知書と九州電力の系統連系承諾通知書が提

出されております。また排水処理については県・市の関係部署と協議を行うとのことであります。これらのことから、2件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。以上です。

知覧分室

知覧地区の所有権設定の審議番号3番から4番と使用貸借権設定の審議番号1番について補足説明いたします。まず、53 ㍿、審議番号3番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、山林への転用はやむを得ないと判断するところです。次に、審議番号4番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。70 ㍿、使用貸借権設定の審議番号1番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続いて、一般基準の資力及び信用は、既に平成25年7月頃に進入路及び駐車場として利用しており、今回始末書が提出されているところです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、すでに転用済みです。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。これらのことから、進入路及び駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。

川辺分室

それでは、川辺地区の3件をまとめて説明いたします。

立地基準については、5番は、都市計画法で第一種住居地域として用途地域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。6番と7番はどちらも中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用について、必要な資金は3件とも自己資金で賄うとのことで、それぞれ関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。3件について、台帳を確認したところ、いずれも転用行為の妨げになる者はなく、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、3件とも特に必要ありません。このことから、それぞれの申請目的への転用はやむを得ないと判断するところでございます。以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎久委員 2番の案件ですが、免責的にも12,000㎡と広いですが、現況はどのようなになっていますか。

農地係長 現況はお茶畑で本年の1番茶までは取るという事で伺っています。

田中委員 関連してですが、ここは農振除外の手続きは終わっていますか。

農地係長 以前委員会で審議していただきましたが、手続きはすべて完了しております。

吉崎重委員 この審議番号2番だけ審議すると、一番気になるのは排水の問題だと思うのですが、道路を挟んだ上側も全部ソーラですね、そうした時に一番考えるのは災害だと思いますが、その排水が全て同じ川に流されると考えるのですが、先ほど現地調査委員が言われましたが集落の方の立会とかしたと言われたのですが、地域全体を見たときに大丈夫なのだろうか懸念するところです。

農地係長 排水につきましては、59㍻を見ていただきますと、沈砂地がございます、ここに黒く塗りつぶしたところがありますが、ここに調整池を設置する予定だということです。でそのまま右下に排水路を設けまして河川に放流すると、でこの河川につきましては県との協議が必要になります、あと側溝につきましては市の建設課とも協

議し最終的に流量計算がされ、それに応じた調整地や側溝が作られなければ河川への放流が許可されないことになるという事であります。また集落長には事業説明を行い現地説明を行い同意をもらい、併せて周辺農地の方にも太陽光設置の説明を行い了解をもらったとのことでした。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 13 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 13 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。74 号からになります。「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 10 件であります。理由は、すべて規模拡大によるもので、地目の内訳は、田が 3 筆 2,462 m²、畑が 16 筆で 18,918 m²、合計 19 筆 21,380 m²となっております。申請農地の取引価格については、10a あたり田が 300,000 円から 530,000 円で、畑が 65,000 円から 850,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 5 件、知覧 2 件、川辺 4 件となっています。次に、「賃貸借利用権」の設定であります。77 号から 85 号です。利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 49 件になります。設定面積は、田が 21 筆で 18,581 m²、畑が 66 筆で 137,435 m²、合計 87 筆の 156,016 m²になります。地域別では、潁娃が 4 件、知覧が 11 件、川辺が 35 件、合計 50 件で、このうち農地中間管理事業によるものが 2 件、13,217 m²となっております。次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。86 号・87 号になります。利

用権を転貸する者は、南九州市〇〇〇〇、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん ほか1件 であります。設定面積は、田が3筆 979 m²で、川辺地域2件です。次に、「使用貸借利用権の設定」でありますが、88 ㍴から 91 ㍴になります。利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 10 件であります。設定面積は、田が 10 筆 5,226 m²、畑が 16 筆 13,332 m²、合計 26 筆 18,558 m²であります。地域別では、知覧5件、川辺6件、合計11件であります。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号5番については武田豊子委員が16・17番については外菌 委員34番については深町委員が、また使用貸借利用権の設定の番号6から10番については下永田委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号5・16・17・34番、と使用貸借利用権の設定の番号6から10番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第14号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号5・16・17・34番を除く46件、賃貸借利用権の転貸の全案件と使用貸借利用権の設定の、番号6から10番を除く6件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第14号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。武田豊子委員・外菌委員・深町委員・下永田委員にお

諮りします議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。
(武田豊子委員・外薗委員・深町委員・下永田委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 5・16・17・34 番、と使用貸借利用権の設定の番号 6 から 10 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案 14 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。武田豊子委員・外薗委員・深町委員・下永田委員 の入室を許可いたします。
(武田豊子委員・外薗委員・深町委員・下永田委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 14 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 15 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まずもって、現地調査委員のご報告を求めます。

栗ヶ窪委員 それでは、非農地証明願いに係る現地調査の報告をいたします。
1 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の畑で、

783 m²です。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の〇〇にあります。詳細は94 頁・95 頁をご覧くださいと思います。2 番の申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、颯娃町〇〇ほか1 筆の畑で、409 m²になります。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。詳細は96 頁・97 頁をご覧ください。いずれも、20 年以上耕作されておらず、雑木も植生し原野化しております。今後も耕作される見込みはなく、耕作路もなく周囲の状況から見ても、非農地とすることに支障はないものと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 ただいま、報告がありました非農地証明の交付基準には、「農地法が適用される以前から非農地であった土地」「自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる土地」「農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域外」の土地で、原則として20 年以上耕作が放棄され、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が無いと認められる土地」があります。1 番2 番ともに報告のとおりであります。これまで20 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難と思われ、農地行政上も特に支障が無いものと判断したところであります。これらのことから非農地と判断することはやむを得ないものと判断しました。以上でございます。

議 長 只今現地調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第15 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第15 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第12 議案第16 号 平成29 年度農作業標準賃金の承認についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長

議案第 16 号 平成 29 年度農作業標準賃金の承認についてご説明申し上げます。
議案書は 99 頁からになります。

去る 2 月 13 日知覧庁舎において、「南九州市農作業標準協議会」が開催され審議がなされました。協議会の委員は 3 地区の農作業受託者、委託者、農業委員の代表と農業公社職員の 12 名で構成されており、11 名の出席で協議をいたしました。協議の結果としまして、まず、一般農作業賃金についてですが、県の最低賃金単価が、27 年 10 月 1 日付けで、1 時間当たり 694 円から 715 円に改正されております。8 時間を掛けますと、5,720 円になりますので、現行の 5,600 円では下回ってしまうために、200 円値上げして 5,800 円といたしました。併せて、山林作業も 100 円値上げして、6,800 円としております。次に委託作業についてですが、昨年の協議結果が、「料金は据え置きとするが、燃料費の値上がりについては、毎年協議を行う。」となっております。燃料費につきましては、近々では値上がり傾向にありますが、いぶすき農協の軽油で、28 年 2 月に 101 円だったものが、29 年 2 月には 107.5 円、昨年より 6.5 円値上がりしております。ガソリンは、119 円が現在では 130.3 円と軽油同様に 11.3 円値上がりしております。ただ、軽油、ガソリン共に一昨年と比較しますと 7〜8 円まだ安い状態です。燃料費につきましては、現在値上がりが続いておりますが、不安定な状況が続くと思われます。隣接する市の状況ですが、指宿、枕崎、南さつま、各市が昨年と同額とするという決定、あるいは見込みとなっております。また、南九州市農業公社との事前協議を行い、農業公社の受託作業料金につきましては、据え置きの方針でありました。また、その後決定がなされ、受託作業については、市と同じ作業区分のものは据え置きとなっております。従いまして、「燃料費については、来年度も検討課題とすること」とし、また、南九州市農業公社との事前協議を実施して両者の意思確認を行うこととし、委託作業料金につきましては、28 年と同額に据え置くことに決定いたしました。ただ、29 年度より草払いの時間単価を掲載することになりました。草払い作業につきましては、現在南さつま市で表示がありますが、他の市では設定されておられません。協議資料としシルバー人材センターに問い合わせしましたところ平坦地で 1 日 8 a を目途に草丈が膝程度であれば 1 日 8,960 円頂いていると、但し草丈の繁茂状況、土地の傾斜などにより差異があるため、現地を確認し見積りを出しているとのことでした。これらを参考にして 1 時間当たり 1,250 円の標準単価を設定してあります。以上が、協議会での決定でございます。本日の会議で農業委員会の承認をいただきましたら、3 月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般に公表することになります。審議方お願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問ご意

見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第16号 平成29年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第16号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議 長 ここで追加議案が2件ありましたのでまず、追加日程第1 議案第17号 南九州市農業委員会の委員の選任等に関する規則の制定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 お手元に配布しました追加議案の資料をご覧ください、今回の農業委員会法の改正に伴いまして、今年の7月20日より務めていただく農業委員の方々を募集をする規則でございます。国からの色々な制約があり地区を指定できない等もろもろの規定がございましたので、今回この様な形で規則を制定するものであります。資料3ページからが規則の文面になります。ただ現在総務課の文書法制担当係と調整をしておりますので、提案をした中より若干、表現や字句が変わるかと思いますが、ご理解をお願いいたします。なお考え方としては、これから説明する通りでございます。（規則について1条から順に説明する。）

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

田中委員 応募資格の中で南九州市が設置する他の付属機関等の委員でない者とありますがたとえばどのようなものを指すのか教えていただけるといいのですが。

事務局長 市が設置する委員という事で例えば教育委員会とか市から報酬をもらっている委員の事であります。

田中委員 たとえば、市から報酬をもらっている俗にいう公民館長や自治会長などという事ですか。

事務局長 定期的に報酬を受ける方々は該当するものと認識しております。

田中委員 暴力団という言葉がありますが、規則で今も使うのですか、たとえば、反社会的団体とか使うのではないですか。

事務局長 市に南九州市暴力団排除条例というのがありまして、それを引用したところであります。また他の市町村でも入れてあるところ入れていないところがありますが。本市では、明確化を図るため入れたところがございます。

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 17 号 南九州市農業委員会の委員の選任等に関する規則の制定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号については原案どおり承認されました。

議 長 次に、追加日程第 2 議案第 18 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の制定についてを議題に供します。事務局長の説明を求めます。

事務局長 最適化推進委員の委嘱については規程とさせていただきました。農業委員の選任については規則ということで市長が議会に提案をするという意味で農業委員の選任については規則で定め、最適化推進委員につきましては、農業委員会で選考して委嘱をするという事で、区別させていただきました規程といたしました。考え方は農業委員とほぼ同じであります。ただ違うのは地区割りをして、その地区から選任をするという事でございます。資料におきましては 14 頁をご覧ください。最適化推進委員数を 20 名という事で定数を定めましたので、地区割りを潁娃地区・知覧地区につきましては 7 地区・川辺地区 6 地区とさせていただきました。これは耕地面積・耕作者の割合で按分をした結果このような形になったものです。あと面積が広地域であるにもかかわらず定員が 1 名というところもあろうかと思いますが基盤整備などの状況も加味して割り振りをさせていただきました。基本、地区・校区の公民館から 1 名という形で考えておりますのでご了解いただきたいと思います。以上です。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 18 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の制定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号については原案どおり承認されました。

議 長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

各 委員 農業後継者育成確保対策事業の補助金についてや農業委員・最適化推進委員についての複数の質問有。

事務局長 質問に回答できる範囲で回答、一部確認する旨の回答。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

農政係長 農業委員会だよりについて報告・就農者の調査についてお願い
・その他配布物について説明

議 長 他にありませんか。無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は

終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 2 回南九州市農業委員会を閉会
いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 29 番 _____

会議録署名委員 30 番 _____